

## 質疑回答書

No.	質問	回答
1	弊社では従量電灯B並びに低圧電力については、電気の不適用月につきましては基本料金を半額とさせて頂いておりますが、弊社約款通り積算して宜しいですか？	電気料金明細書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とすることにより、積算していただいております。
2	弊社では低圧電力の力率の変動による基本料金の割増・割引を行っておりませんので、kw当たりの基本料金単価は定額となりますので、「別紙様式2電気料金明細書」の「力率割引・割増」の係数を「1」として積算させて頂きますが宜しいでしょうか？	電気料金明細書に記載する金額は、各社において設定する力率割引及び割増を適用していただいております。
3	弊社が仮に契約に至った場合、弊社では従量電灯Aの燃調費も従量電灯B並びに低圧電力同様、「使用量×単価」にて積算致しますが宜しいでしょうか？	各社において設定する方法で積算していただいております。
4	仕様書(4)その他の燃調費の取り扱いについては、「みなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の特定供給小売約款による」と記載されておりますが、本件は一般競争による単価設定となりますから、旧一般電気事業者の「電気供給条件(低圧)」に準ずるのが相当であると考えます。「みなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)」の「電気供給条件(低圧)」に準ずると変更して頂く事は可能ですか？	仕様書(4)その他に記載のとおり、みなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の特定供給小売約款によるものとします。
5	仕様書3(2)の対価の支払いに「請求書を受領後40日以内に振り込む」旨記載がございますが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」に準拠した「請求書受領後30日以内」とはなりませんか？	落札後、別途協議とさせていただきます。
6	本件の「内訳書と内訳明細書」の電子データにやり取りが、CDによるものであると記載がございますが、弊社ではCD、USB等にデータを移すことは固く禁じられております。メール添付により送付する事として頂けませんか？	CDによる提出を原則としておりますが、やむを得ない場合には、メール添付による送付で可とします。事前に連絡の上、提出期限までにshisetsukanri@osaka-kousha.or.jpまで送付ください。なお、添付ファイルには必ずパスワードを設定してください。